

平成22年度 小規模多機能型居宅介護事業所開設希望事業者の募集について

- **公 募 の 趣 旨** 鏡野町第4期介護保険事業計画に基づき、平成22年度に整備を予定している小規模多機能型居宅介護事業所の開設を希望する事業者を募集します。
- **募 集 区 域** 鏡野町内（上齋原、富地域）
- **募 集 箇 所** 1施設（登録定員25名、宿泊定員9名）
- **応募の要件（主なもの）**
 - （1）設置主体は、法人であること。
 - （2）建設用地は、面積、形状、道路付、給排水、農地法、都市計画法等の点から支障がないこと。
 - （3）鏡野町の指定した期日に着工・完成できること。原則、平成23年4月1日に、サービス利用開始できる事業者を対象とします。
- **受 付 期 間** **平成22年7月1日（木）～平成22年7月15日（木）**
- **応 募 方 法** 提出書類一覧表に定められた様式に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、期間内に提出してください。
なお、提出書類に不備等があった場合は、受付できない場合があります。
（提出書類は、鏡野町役場福祉課にてお渡しします）
- **審 査** 公募の結果、希望事業者が複数の場合は、書類審査、面接等を行い、総合的な評価を選考委員会で決定します。
- **そ の 他** 事業所開設において、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が受けられます。
（1施設あたり2,625万円）

開設を希望される事業者（法人）の方は、下記までお知らせください。

★お問い合わせ先 鏡野町役場 福祉課 介護保険係 電話0868-54-2986

「消えた年金」
問題

年金記録の回復が早くなります

次の基準に当てはまる方は、年金記録確認第三者委員会で審議することなく、年金事務所の調査で、記録を回復できます。

年金事務所で迅速に記録を回復できる基準が新たに追加されました

1. 厚生年金 ～標準報酬月額の変動の疑い～

- 6か月以上さかのぼって標準報酬月額が大きく引き下げられている記録が事実と反していると疑われるなどの条件を満たす場合

2. 厚生年金 ～脱退手当金の誤った支給記録～

- 昭和49年まで発行されていた厚生年金の被保険者証に、脱退手当金を支給した表示（○）がないなどの条件を満たす場合
- 脱退手当金の支給日より前にその計算基礎にされていない厚生年金の期間があるなどの条件を満たす場合

3. 国民年金 ～2年以下の記録もれ～

- 保険料納付記録がもれていると思われる期間が2年以下であって、その他の期間は納付済みであるなどの一定の条件を満たす場合

このほかにも、確定申告書の控えが残っている場合や、お勤めの事業所が廃止された後に厚生年金の加入記録がさかのぼって変更されている場合などの回復基準があります。

◎お問い合わせは、お近くの「年金事務所」までお気軽にどうぞ。

厚生労働省・日本年金機構

※詳しくは津山年金事務所 国民年金課（電話：0868-31-2363）までお気軽にお問い合わせ下さい。